

法務省民商第240号  
平成23年1月31日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

登記オンライン申請受付代行システムにおけるオンライン登記申請に関する商業  
・法人登記事務の取扱いについて（通知）

平成23年2月14日から運用される登記・供託オンライン申請システムの運用管理に関する基本的事項については、「登記・供託オンライン申請システム運用管理要領の制定について」（平成23年1月31日付け法務省民総第238号民事局長通達。以下「運用管理要領」という。）により、民事局長から通達されたところですが、登記オンライン申請受付代行システム（以下「受付代行システム」という。）に送信されたオンライン登記申請に関する商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 受付代行システムに送信されたオンライン登記申請の取扱い

1 受付代行システムの受付年月日

受付代行システムの運用時間については、最大、運用日の午後7時までとすることができるものとされているところ、受付代行システムに送信されたオンライン登記申請（以下「受付代行申請」という。）が午後5時15分から午後7時までの間に受付代行システムに到達したものである場合であっても、当該到達日をもって申請の受付の年月日とするものとする。

2 受付代行申請に対する受付処理

(1) 受付代行申請については、通常時のオンライン登記申請と同様に、登記情報システムにおいて自動的に受付番号が付され、当該受付代行申請が既登記の会社・法人からされた申請である場合には、当該会社・法人が特定される。

(2) 受付代行申請の受付が完了した場合には、システム処理により、受付年月日及び受付番号を記録した受付完了通知が申請用総合ソフト等（法務省が提供する登記・供託オンライン申請システムで取り扱う手続の全てを行うことができるソフト



トウェア及び民間事業者が登記・供託オンライン申請システムを利用するために作成したソフトウェアをいう。以下同じ。) に対して送信される。

(3) (2)のシステム処理の完了をもって、受付代行システムにおける処理が終了する。

なお、受付代行システムを利用したオンラインによる補正又は取下げを行うことができないことに留意する必要がある。

### 3 受付代行申請に関するオンラインによる処理

(1) 受付代行申請の申請人又はその代理人（以下「申請人等」という。）は、当該受付代行申請について、システム障害が解消した後に登記・供託オンライン申請システムによる処理がされることを希望する場合には、これを可能とするための情報を記録した様式（以下「オンライン処理申出様式」という。）を登記・供託オンライン申請システムに送信する方法により、その申出をすることができるものとする。

なお、当該オンライン処理申出様式の登記・供託オンライン申請システムへの送信（以下「オンライン処理申出様式の送信」という。）は、受付代行申請の申請人等が行わなければならないものとする。

(2) オンライン処理申出様式は、受付代行申請の申請人等が当該受付代行申請に係る「申請先登記所」、「受付年月日」、「受付番号」及び「オンライン処理申出人」（当該受付代行申請に係る申請人等の商号又は名称、本店又は主たる事務所及び代表者の氏名（当該受付代行申請が代理人によってされたものである場合には、当該代理人の氏名及び住所））の情報を記録し、当該受付代行申請の申請書情報について講じた電子署名と同一の電子署名を講じた上で、その電子署名に係る電子証明書と併せて送信しなければならないものとする。

### 4 オンライン処理申出様式の送信の期限

オンライン処理申出様式は、当該オンライン処理申出様式に係る受付代行申請の送信の日（送信の日に受付代行システムから登記・供託オンライン申請システムへの切戻しが実施されなかった場合にあっては、切戻しが実施された日）の翌々日（翌々日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日に当たる場合にあっては、その翌日）の午後5時15分までに、登記・供託オンライン申請システムに送信しなければならないものとする。

### 5 受付代行申請における添付書面情報の取扱い

受付代行申請においても、添付書面情報を申請書情報と併せて送信し、又は、オンライン処理申出様式と併せて送信することができるものとする。

### 6 受付代行申請に係る登録免許税の納付方法

受付代行申請に係る登録免許税及び登記手数料については、電子納付をすることができないことから、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第3

項の規定により読み替えて適用する登録免許税法第21条から第23条まで又は商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。）第106条第3項の規定により読み替えて適用する規則第63条第3項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）による登記官の定める書類を用いて、所要の登録免許税又は登記手数料を納付しなければならないこととなる。

#### 7 受付代行申請に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第84条の5の適用

受付代行申請は、登記・供託オンライン申請システムが備える受付代行システムを利用して行われるオンライン登記申請であるので、その後にオンライン処理申出様式の送信がされるか否かにかかわらず、租税特別措置法第84条の5の規定による登録免許税の軽減措置が適用される。

### 第2 オンライン処理申出様式の送信がされた場合の事務処理

オンライン処理申出様式が送信され、登記所に到達した場合には、次のとおり処理をするものとする。

#### 1 オンライン処理申出様式に係る情報等の印刷

登記官は、申請情報一覧画面により、オンライン処理申出様式の到達を確認した場合は、当該オンライン処理申出様式の送信により提供された情報及び当該情報に講じられた電子署名の検証結果を確認するため、当該オンライン処理申出様式の情報、添付書面情報及び電子署名の検証結果を書面に印刷する。

#### 2 オンライン処理申出様式の確認

(1) 登記官は、1により印刷した書面をもって、オンライン処理申出様式の送信が当該オンライン処理申出様式に係る受付代行申請をした申請人等からされたものであることを確認する。

なお、当該オンライン処理申出様式に係る情報に講じられた電子署名に係る電子証明書の有効期限が過ぎている場合等であっても、それが当該オンライン処理申出様式に係る受付代行申請の申請書情報に講じられた電子署名に係る電子証明書と同一であると確認することができるときは、これを有効なものとして取り扱って差し支えない。

(2) 登記官は、(1)本文の確認をすることができた場合には、申請用総合ソフト等に対し、オンライン処理申出様式が受け付けられ、登記・供託オンライン申請システムによる処理が可能となった旨を送信する。

なお、1により印刷した書面については、当該受付代行申請を受け付けた際に印刷する当該申請の受付年月日及び受付番号を表示した書面等と共に管理する。

(3) 送信されたオンライン処理申出様式が当該オンライン処理申出様式に係る受付

代行申請をした申請人等から送信されたものと確認することができない場合等、適正なオンライン処理申出様式の送信がされていないときは、当該オンライン処理申出様式について、登記・供託オンライン申請システム上の却下処理（以下「システム上の却下」という。）を行い、申請用総合ソフト等に対し、オンライン処理申出様式に不備がある旨のお知らせを送信する。

なお、この場合には、1により印刷した書面を保管用のつづり込み帳につづるなどして一定期間保管した上、対象となる当該受付代行申請の処理が完了したときに、当該書面を廃棄する。

- (4) 適正でないオンライン処理申出様式の送信がされた受付代行申請について、当該オンライン処理申出様式のシステム上の却下を行うまでの間に適正なオンライン処理申出様式の送信がされた場合には、当該適正なオンライン処理申出様式と当該受付代行申請との関連付けを登記情報システムの端末装置により行う。

### 第3 オンライン処理申出様式の送信がされなかった場合の事務処理

オンライン処理申出様式が第1の4の期限までに送信されなかった受付代行申請については、システム上、その後の処理をオンライン登記申請として取り扱うことができないため、当該受付代行申請に係る補正、取下げ、却下又は登記の完了は、書面申請の処理に準じて行うものとする。

### 第4 その他

- 1 平成22年9月21日付け法務省民二・民商第2010号民事局長通達による改正後の平成21年3月17日付け法務省民二・民商第700号民事局長通達（以下「特別措置通達」という。）は、本年2月10日をもって廃止することとされたところであるが、同日以前に特別措置通達による特別措置が適用されたオンライン登記申請については、なお特別措置通達の例によるものとする。この場合において、同月14日以降に行う特別措置の対象となるオンライン登記申請に係る申請書情報の送信は、登記・供託オンライン申請システムに申請書情報を送信することにより行うものとする。
- 2 受付代行システムは、平成23年度末までに、登記・供託オンライン申請システムに送信されたオンライン登記申請と同様の処理（登録免許税・登記手数料の電子納付を除く。）を行うことができるようにするためのシステム改善を行う予定とされているので、その旨申し添える。
- 3 受付代行システムの運用に当たっては、登記・供託オンライン申請システムのホームページ、法務局ホームページ及び申請用総合ソフトを利用して周知を図るものとされているところであるが、受付代行システムにおけるオンライン登記申請に関

する商業・法人登記事務が適正・円滑に処理されるよう、関係職員との連携に特に留意されたい。